

「下関市自転車の安全で適正な 利用促進に関する条例」 (概要)

令和6年1月1日施行

下関市では、市民等が安全で楽しく快適に自転車に乗っていただけるよう「自転車にやさしいまちづくり」を進めており、このたび、「下関市自転車の安全で適正な利用促進に関する条例」を制定しました。

・自転車利用者はヘルメットをかぶりましょう！

自転車乗車時の交通事故で亡くなった方は、約6割が頭部に致命傷を負っています。ヘルメットをかぶり、大切な命を守りましょう。



・自転車利用者は自転車保険に加入しましょう！

自転車事故で加害者となり、損害賠償額が数千万円となった事例が発生しています。もしもの時のためにも保険に加入しましょう。

・自転車安全利用五則を守りましょう！

1. 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を
守って安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用



※詳しくは警察庁HP等に記載の「自転車安全利用五則」をご確認ください。

交通ルールを守り、「自転車にやさしいまちづくり」を目指しましょう。

お問い合わせ：下関市都市整備部交通対策課 (083-231-1909)

条例の詳細は市のHPからご確認ください。

<https://www.city.shimonoseki.lg.jp/soshiki/74/104859.html>



条例詳細